

## 漁業モニタリング調査の実施に関する内規

令和元年6月24日制定

### (趣 旨)

第1条 沿岸における各種の開発事業については、当協会は漁業影響調査指針(社団法人日本水産資源保護協会、全国漁場環境保全対策協議会、全国漁業協同組合連合会 平成17年3月刊)(以下、「指針」という。)に基づき、調査を実施してきているところである。

しかし、漁業影響調査を実施する過程において、科学的かつ定量的な漁業影響評価を求められるようになってきていること、指針が制定されてからかなりの時間が経過しているため、取り巻く社会的情勢にも大きな変化がみられること等の理由から、的確かつ円滑な調査を実施することにより、水産業の持続的発展に貢献することを目的として、当協会では指針の運用に関する内規を定めたところである。

その後、協会内に設置した「漁業影響問題検討会」において、運用に関する内規の細目について議論してきたが、これまでの議論を基に漁業モニタリング調査の実施について、その細目を内規として定めるものとする。

### (漁業モニタリング調査)

第2条 漁業影響調査における漁業モニタリング調査は、「工事中漁業モニタリング調査」、「工事終了後漁業モニタリング調査」および「延伸漁業モニタリング調査」とし、開発事業者に適切に実施することを求めるものとする。

2 工事中漁業モニタリング調査は、漁場環境調査(流況、水質、底質、餌料生物、底生生物等)、漁業実態調査(聞き取り・既存資料調査、標本船調査、試験操業調査等)、主要漁業生物調査、漁場が保持している生物浄化機能調査等を実施する。また、影響を受けると想定される漁業種類等についても、可能な範囲内において頻繁に実施するとともに、その結果をデータベース化して漁業者の理解を得るための資料として提供する。

3 工事終了後漁業モニタリング調査は、漁業影響調査による漁場環境、漁獲量の調査結果と比較検討し、第2項に掲げる調査項目について、最低でも5年間は実施する必要がある。

4 延伸漁業モニタリング調査は、第2項に掲げる工事中漁業モニタリング調査の項目について、実施することを求めるものとし、その結果によって漁業影響調査の有効期間を延長することの可否を検討するものとする。

### (漁業モニタリング調査の実施体制)

第3条 漁業モニタリング調査は、漁業影響調査に基づき公正中立的な第三者機関によって実施されるべきものと考えられるので、各分野の専門家によって構成される漁業影響調査検討委員会等の指導を得て、漁業影響調査と同様の体制で実施することが必要である。

(漁業モニタリング調査の適用)

第 4 条 工事中漁業モニタリング調査は、漁場の埋め立て等を伴う開発工事によって、大規模な濁りの発生、振動の発生、その他水産生物に影響する事象、漁業の操業に支障をもたらす事象等の発生が想定される場合に適用するものとする。

2 工事終了後漁業モニタリング調査は、すべての沿岸における開発行為の工事終了後に、漁場環境の変化、水産生物の変化、漁業の変化等を確認する場合に適用するものとする。

3 延伸漁業モニタリング調査は、漁業影響評価を実施して一定期間経過後に、評価結果の信頼性を確認する場合に適用するものとする。

(対象とする漁業種類等)

第 5 条 漁業モニタリング調査の対象とする漁業種類等は、その場を漁場として利用しているすべての漁業種類とする。

(対象とする水産生物の種類等)

第 6 条 漁業モニタリングの対象とする水産生物等は、開発行為による影響が懸念されるすべての種類とする。

(数値シミュレーションによる解析の必要性)

第 7 条 漁業影響モニタリング調査結果の解析に当たっては、数値シミュレーションを用いて、漁場環境の変化が水産生物に与える影響を明らかにするものとする。

2 気象・海象等に異常な事象が発生した場合については、特に、数値シミュレーションによる解析を慎重に行うこととし、これに用いる漁場環境等の観測値等の取得について相応の準備をしなければならない。

(モニタリング調査の内容)

第 8 条 各漁業モニタリング調査の実施内容については、当分の間表 1 に示すとおりとする。

(その他)

第 9 条 漁業モニタリング調査については、引き続き「漁業影響問題検討会」において検討を重ねることとし、漁業モニタリング調査の内容等について、変更が生じた場合には速やかに内規を改めることによって、適切に対応するものとする。

表 1 漁業モニタリング調査実施内容

項目	工事中モニタリング		工事終了後モニタリング		延伸漁業モニタリング		
	時期・回数 (年間)	範囲 (地点)	時期・回数 (年間)	範囲 (地点)	時期・回数 (年間)	範囲 (地点)	
漁場環境調査	気象・海象	事業対象海域およびその周辺海域	1. 原則として漁業影響調査と同様の時期・回数とする。 2. 特に、気象・海象に異常な事象が発生した場合については、適宜調査回数を増加させる。	事業対象海域およびその周辺海域	原則として漁業影響調査と同様の時期・回数	漁業影響調査と同様の範囲(地点)	
	騒音・振動						
	光						
	流向・流速						
	波浪						
	海底地形						
	水温、塩分、D O連続観測						
	水質						水温、塩分、D O、栄養塩等
							濁りなど
	底質						
	負荷量(流入河川等)						
水産生物調査	魚卵・稚仔魚	事業対象海域およびその周辺海域	1. 原則として漁業影響調査と同様の時期・回数とする。 2. 特に、水産生物の産卵期等については、適宜調査回数を増加させる。	事業対象海域およびその周辺海域	原則として漁業影響調査と同様の時期・回数	漁業影響調査と同様の範囲(地点)	
	浮遊幼生						
	幼稚魚・稚貝						
	成魚(成貝)、産卵場						
	ベントス						
	海草、藻場						
	付着動物						
	胃内容物(食生)						
	餌生物						
	食害生物・寄生生物、障害生物						
	漁業実態調査						聞き取り調査、市場調査
標本船(日誌)調査							
試験操業							